

難易度 B

平成 24 年 1 月実施過去問（学科）

1. ライフプランニングと資金計画

問題 6

国民年金の第 1 号被保険者が死亡した場合の国民年金からの遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、遺族には国民年金法の障害等級に該当する障害の状態にある者はないものとする。

1. 被保険者の死亡当時、被保険者に 18 歳到達年度末日までの間にある子がない場合、他の要件にかかわらず、遺族に遺族基礎年金は支給されない。
2. 死亡した被保険者が生前において障害基礎年金の支給を受けたことがある場合、他の要件にかかわらず、遺族に死亡一時金は支給されない。
3. 寡婦年金と死亡一時金は、支給要件をいずれも満たしている場合は、併給される。
4. 寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅する。

解答：3

解説

1. 適切

その通り。子がないと遺族基礎年金は支給されません。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』74 ページ「1 遺族基礎年金の受給」参照

2. 適切

細かい問題です。死亡した被保険者が、生前に老齢基礎年金および障害基礎年金を受給していない、これが受給要件の一つとなっています。

3. 不適切

寡婦年金と死亡一時金を両方受給することはできません。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』76 ページ「▼死亡一時金と寡婦年金のポイントまとめ」表参照

4. 適切

細かい問題です。繰上げ請求をすると、その後障害者になったり、死亡した場合、障害基礎年金や寡婦年金を受給できなくなります。

選択肢 2 と 4 は正答できなくても、選択肢 3 が平易なので容易に正解肢に辿り着けます。

2. リスクと保険

問題 1 1

保険契約者保護制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 破綻した保険会社の保険契約に対し、更生計画（または保険契約移転計画）により早期解約控除制度が導入される可能性がある。
2. 保険会社が破綻し救済保険会社が保険契約等を引き継ぐ場合、生命保険契約者保護機構および損害保険契約者保護機構は、その救済保険会社に対して資金援助等を行う。
3. 少額短期保険業者が引き受ける保険契約は、被保険者の死亡を保険金の支払い事由とするものであっても、生命保険契約者保護機構による補償の対象外である。
4. 契約者が法人である自動車保険契約は、損害保険契約者保護機構による補償の対象外である。

解答：4

解説

1. 適切

生命保険会社が破綻した場合、「保険業法に基づく行政手続」または、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく会社更生手続」により、保険契約の継続に向けた手続が進められます。更生手続きが取られた場合、急激な資金流出を防ぐため、一定期間内の解約対しては、契約条件変更後の解約返戻金等を更に一定の割合で削減します。この制度を「早期解約控除制度」といいます。

2. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』162 ページ「1 保険業法」(3) 参考参照

3. 適切

その通り。共済や少額短期保険業者などは加入対象外です。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』162 ページ「1 保険業法」(3) 参照

4. 不適切

自動車保険や地震保険などは契約者を問わず補償対象になります。

3. 金融資産運用

問題 29

投資の手法や考え方等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 運用資産が不動産などの換金性が低いものに偏っている場合、その一部を預金等の換金性が高いものに移し変えれば、保有資産の流動性を高めることができる。
2. 保有株式の銘柄が輸出型企業に偏っている場合、その一部を輸入型企業の銘柄に移し変えれば、為替相場の変動がもたらす株式投資に係る不確実性を緩和する効果が期待できる。
3. 同じ格付けの債券であっても、複数銘柄に分けて投資することで、単一銘柄への集中投資よりも債券のデフォルトリスクを軽減する効果が期待できる。
4. ドルコスト平均法では、1回の投資につき、投資対象資産の単価が高くなれば高くなるほど、その資産を多く購入できる。

解答：4

解説

1. 適切

その通り。不動産は簡単には売却できないので流動性が低いといわれています。

2. 適切

その通り。為替が円高（円の価値が高くなった）にすすんだ場合、輸出企業の収益は減少します。これに対して、円の価値が高くなれば、輸入企業にとっては仕入れの負担が減るので増益となります。もちろん収益の増減は株価に反映されます。

3. 適切

その通り。債券の発行会社が倒産すれば債券は紙くず同然となるので、分散投資は信用リスクを軽減する効果が期待できます。

4. 不適切

ドルコスト平均法は、毎回一定の金額で商品を継続的に買う手法です。したがって、単価が高くなれば、購入できる商品の数は少なくなります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』206 ページ (3) 参照

4. タックスプランニング

問題 38

内国法人の法人税における損金の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、法人の株主はすべて個人で、法人の事業年度は一年間であるものとする。

1. 資本金の額が 1 億円以下の法人が支出した一事業年度の交際費等の金額が 600 万円以下であった場合、その金額のうち 20%相当額は損金不算入となる。
2. 法人が負担すべき固定資産税を支出した場合、その支出額は損金の額に算入されるが、法人税および住民税は損金の額に算入されない。
3. 取得価額 10 万円未満の減価償却資産を取得し事業の用に供した場合、損金経理をしたときは、取得価額の全額を事業の用に供した日の属する事業年度の損金の額に算入する。
4. 法人が損金経理により繰り入れた貸倒引当金は、青色申告法人であるか否かにかかわらず、繰入限度額に達するまでの金額が損金の額に算入される。

解答：1

解説

1. 不適切

「支出金額×10%」部分が損金不算入となります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』271 ページ「3 損金」(1) 表参照

2. 適切

その通り。損金算入されるものとして、他に法人事業税などがあります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』271 ページ「3 損金」(2) 表参照

3. 適切

その通り。取得価額 10 万円未満または使用可能期間が 1 年未満の減価償却資産を取得し事業の用に供した場合、取得価額の全額を損金に算入することができます。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』273 ページ「▼取得価額が少額な場合の課税処理」参照

4. 適切

難問です。事業の遂行上生じた売掛金、受取手形などの貸倒れによる損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、一定の繰入限度額の範囲内でその損金算入を認めることとされています。これは、白色申告法人にも認められています。

選択肢 4 は難問ですが、選択肢 1 が平易なので、正解肢にはたどり着けます。

5. 不動産

問題 4 2

宅地建物取引業法における宅地または建物の取引に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 宅地または建物の売主が宅地建物取引業者で、買主が宅地建物取引業者でない場合、売主は、売買代金の2割を超える額の手付金を受領することはできない。
2. 宅地建物取引業者が、宅地または建物の売主と一般媒介契約を締結する際に、3ヵ月を超える有効期間を定めた場合には、有効期間は3ヵ月とされる。
3. 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地または建物の売買において、買主が売主の事務所等で買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した場合、買主はクーリングオフによる契約の解除をすることができる。
4. 宅地建物取引業者による宅地または建物の賃貸借の媒介において、宅地建物取引業者が、貸主および借主の双方から受け取ることができる報酬の合計額の上限は、借賃の2ヵ月分に相当する額である。

解答：1

解説

1. 適切

民法では手付金の額に制限はありませんが、宅建業法では売主が宅建業者の場合、売買代金の2割を超える額の手付金を受領することはできません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』331ページ「▼手付金」図右側参照

2. 不適切

一般媒介契約の場合、有効期間に制限はありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』333ページ「▼媒介契約」図参照

3. 不適切

申込みの場所と契約の場所が異なる場合には、買い受けの申し込みをした場所で判断するので、本問ではクーリングオフ適用除外のケースになります。

4. 不適切

賃貸借の媒介を行った宅建業者は、顧客である貸主、借主双方から合計して家賃の1ヵ月分まで媒介報酬を受け取ることができます。

選択肢3と4が判別できなくても、選択肢1が平易なので正解肢にはたどり着けます。

6. 相続事業承継

問題 5 1

贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 死因贈与とは、贈与者の単独の意思表示に基づき、贈与者の死亡により効力を生じる贈与をいう。
2. 定期贈与とは、贈与者から受贈者に対する定期の給付を目的とする贈与をいう。
3. 負担付贈与では、受贈者が負担すべき債務を履行しない場合でも、贈与者は負担付贈与契約の解除をすることができない。
4. 贈与した財産に瑕疵があった場合、贈与者は、これを知らなかったとしてもその瑕疵に対する責任を負う。

解答：2

解説

1. 不適切

受贈者の承諾が必要です。『FP技能士2級・AFP合格教本』376ページ「1 贈与契約の種類」参照

2. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』376ページ「▼贈与契約の種類」表参照

3. 不適切

受贈者が負担すべき債務を履行しない場合、贈与者は負担付贈与契約の解除をすることができます。

4. 不適切

不動産で学んだ売買契約における瑕疵担保責任（5-10節）と異なり、贈与の場合には、贈与者が瑕疵を知っていたにもかかわらず、これを伝えずに贈与した場合のみ贈与者に担保責任を課しています。

問題 5 2

民法における親族の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 親族とは、6 親等内の血族、配偶者、および 3 親等内の姻族をいう。
2. 養子縁組（特別養子縁組ではない）が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は終了する。
3. 夫婦に未成年の子がいる場合において、夫婦が協議離婚をするときは、夫婦のどちらかを親権者にするかを決めなければならない。
4. 直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があり、さらに家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

解答：2

解説

1. 適切

その通り。なお、血族とは血がつながっている親族、姻族とは婚姻により親族となった者をいいます。

2. 不適切

普通養子のケースでは、実親との親族関係は継続します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』366ページ[参考](#)参照

3. 適切

その通り。未成年の子がいる場合の離婚では、親権者にするかを決めなければならない。離婚届に親権者を記載し、戸籍にそれが記載されます。

4. 適切

絶対的扶養義務と相対的扶養義務の2つがあります。

絶対的扶養義務：当然に扶養する義務を負う

相対的扶養義務：家庭裁判所の審判により扶養する義務を負う

「夫婦」「直系血族」「兄弟姉妹」は絶対的扶養義務、3 親等内の親族は相対的扶養義務に該当します。